

政令第 号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令

第一条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。」に改める。

(建築基準法施行令の一部改正)

第二条 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十八条の五」を「第二百二十八条の六」に、「第二百二十八条の六」を「第二百二十八条の七」に改める。

第十三条第六号中「第二百二十六条の四」を「第二百二十六条の四第一項」に改める。

第二十条の七第一項第一号中「及び第百八条の三第一項第一号」を「第百八条の四第一項第一号及び第百九条の八第二号」に改める。

第八十二条の二中「第百九条の二の二」を「第百九条の二の二第一項」に改める。

第百七条の二第一号中「次の表」の下に「の上欄」を加え、「に掲げる時間」を「の下欄に掲げる時間」において「に改める。

第百八条の三の見出し並びに同条第一項及び第二項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第三項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第二百二十八条の六第一項」を「第二百二十八条の七第一項」に改め、同条第四項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第二百二十八条の六第一項」を

「第二百二十八条の七第一項」に改め、「防火設備の構造は」の下に「第一百二十二条第一項に規定する」を加え、同条を第二百八条の四とする。

第二百八条の二の次に次の一条を加える。

(主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分)

第二百八条の三 法第二条第九号の二イの政令で定める部分は、主要構造部のうち、次の各号のいずれにも該当する部分とする。

一 当該部分が、床、壁又は第二百九条に規定する防火設備(当該部分において通常の火災が発生した場合に建築物の他の部分又は周囲への延焼を有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)で区画されたものであること。

二 当該部分が避難の用に供する廊下その他の通路の一部となつている場合にあつては、通常の火災時において、建築物に存する者の全てが当該通路を経由しないで地上までの避難を終了することができるものであること。

第二百九条第一項中「第二十一条第二項第二号」を「第二十一条第二項」に、「第六十一条」を「第六十

一条第一項」に改め、同条第二項中「そで壁」を「袖壁」に改める。

第九條の二の二の見出しを「（主要構造部を準耐火構造とした建築物等の層間変形角）」に改め、同条中「法第二條第九號の三イに該当する建築物」を「主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 建築物が第九條の八に規定する火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

3 法第二十六條第二項に規定する特定部分（以下この項において「特定部分」という。）を有する建築物であつて、当該建築物の特定部分が同条第二項第一号（同号に規定する基準に係る部分を除く。）又は第二号に該当するものに係る第一項の規定の適用については、当該建築物の特定部分及び他の部分をそれぞれ別の建築物とみなす。

第九條の五の見出し中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第一号イ中「次の表」の下に「の上欄」を加え、「に掲げる時間」を「の下欄に掲げる時間において」に改め、同条第二号中「第九條の三第一項第一号イ」を「第八條の四第一項第一号イ」に改める。

第百九条の七を次のように改める。

(大規模の建築物の壁、柱、床その他の部分又は防火設備の性能に関する技術的基準)

第百九条の七 法第二十一条第二項の政令で定める技術的基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 主要構造部の部分及び袖壁、塀その他これらに類する建築物の部分並びに防火設備の構造が、当該建築物の周辺高火熱面積の規模を避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさないものとして国土交通大臣が定める規模以下とすることができるものであること。

二 特定主要構造部が第百九条の五各号のいずれかに掲げる基準に適合するものであること。

2 前項第一号の「周辺高火熱面積」とは、建築物の屋内において発生する通常の火災による熱量により、当該建築物の用途及び規模並びに消火設備の設置の状況及び構造に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した当該建築物の周囲の土地における熱量が、人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める熱量を超えることとなる場合における当該土地の面積をいう。

第百九条の九を第百九条の十とし、第百九条の八を第百九条の九とし、第百九条の七の次に次の一条を

加える。

(別の建築物とみなすことができる部分)

第百九条の八 法第二十一条第三項、法第二十七条第四項（法第八十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第六十一条第二項の政令で定める部分は、建築物が火熱遮断壁等（壁、柱、床その他の建築物の部分又は第百九条に規定する防火設備（以下この条において「壁等」という。）のうち、次に掲げる技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分とする。

一 当該壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間（建築物の構造、建築設備及び用途に応じて火災が継続することが予測される時間をいう。以下この条において同じ。）加えられた場合に、当該壁等が構造耐力上支障のある変形、熔融、破壊その他の損傷を生じないものであること。

二 当該壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）のうち防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるもの以外のもの

(ロにおいて「特定非加熱面」という。)の温度が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める温度以上に上昇しないものであること。

イ ロに掲げる場合以外の場合 可燃物燃焼温度

ロ 当該壁等が第九十九条に規定する防火設備である場合において、特定非加熱面が面する室について、国土交通大臣が定める基準に従い、内装の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置が講じられているとき 可燃物燃焼温度を超える温度であつて当該措置によつて当該室における延焼を防止することができる温度として国土交通大臣が定める温度

三 当該壁等に屋内において発生する通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、当該壁等が屋外に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものであること。

四 当該壁等に通常の火災による当該壁等以外の建築物の部分の倒壊によつて生ずる応力が伝えられた場合に、当該壁等の一部が損傷してもなおその自立する構造が保持されることその他国土交通大臣が定める機能が確保されることにより、当該建築物の他の部分に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷

を生じさせないものであること。

五 当該壁等が、通常の火災時において、当該壁等以外の建築物の部分から屋外に出た火炎による当該建築物の他の部分への延焼を有効に防止できるものであること。

第一百十条の見出し及び同条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第一号イ中「次の表」の下に「の上欄」を加え、「に掲げる時間」を「の下欄に掲げる時間において」に改め、同条第二号中「第一百七七条各号又は第一百八条の三第一項第一号イ及びロ」を「第一百九条の五各号のいずれか」に改める。

第一百十二条第一項中「主要構造部を耐火構造とした建築物、」を削り、「建築物又は」を「建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は」に改め、同項ただし書中「場合において」を「ものについて」に改め、同条第二項第一号中「次の表」の下に「の上欄」を加え、「に定める時間」を「の下欄に掲げる時間において」に改め、同条第三項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「として」を「として、」に、「場合においては」を「ときは」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項ただし書中「ものに」とあるのは、「もの又は第三項の規定が適用される建築物の同項に規定する空間部分に」とする。

第一百二十二条第四項中「第二十一条第一項」の下に「若しくは第二項（これらの規定を同条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは法第二十七条第一項（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を、「第二十七条第三項」の下に「（同条第四項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、「第六十一条」を「第六十一条第一項（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）」に改め、同条第五項中「第二十一条第一項」の下に「若しくは第二項若しくは法第二十七条第一項」を加え、「法第二十七条第一項」を「同項」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、同条第十一項中「とした建築物」の下に「（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）」を加え、同条第十九項中「それぞれ」を削り、同条に次の二項を加える。

22 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、第一項又は第十一項から第十三項までの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

23 第九十九条の二の二第三項に規定する建築物に係る第一項又は第十一項の規定の適用については、当該建築物の同条第三項に規定する特定部分及び他の部分をそれぞれ別の建築物とみなす。

第百十三条第一項中「定める」を「掲げる」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 防火壁又は防火床で火熱遮断壁等に該当するものについては、第一項の規定は、適用しない。

第百十四条に次の一項を加える。

6 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合における当該火熱遮断壁等により分離された部分は、第三項又は第四項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第百十五条の二第一項中「第二十六条第二号ロ」を「第二十六条第一項第二号ロ」に改め、同項第五号中「の主要構造部」を「について、その特定主要構造部」に、「あり、又は」を「あるか、又はその主要構造部が」に改め、同条第二項中「第二十六条第三号」を「第二十六条第一項第三号」に、「堆肥舎」を「堆肥舎」に改める。

第百十七条第二項第一号中「区画された」を「床又は壁により分離された」に改める。

第百二十条第一項の表中「あるか又は」を「ある場合（特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）又は主要構造部が」に改め、同条第二項中「あるか又は」を「ある建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。次条第二項及び第百二十二条第一項において同じ。）又は主要構造部が」に改

め、同条第四項中「共同住宅」の下に「（特定主要構造部を耐火構造とした共同住宅を含む。第二百二十三条の二において同じ。）」を加える。

第二百一十一条第二項中「あるか、又は」を「ある建築物又は主要構造部が」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第二百二十二条第一項中「その主要構造部」を「主要構造部」に、「あるか、又は」を「ある建築物又は主要構造部が」に改め、同項ただし書中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第二百二十六条の二第二項第一号中「区画された」を「床若しくは壁又は防火設備により分離された」に改める。

第二百二十六条の四に次の一項を加える。

2 第二百七条第二項各号に掲げる建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第二百二十六条の五中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二百二十八条の三第一項第二号中「勾配」を「勾配」に改め、同条第五項中「とした建築物」の下に「（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）」を加える。

第二百二十八条の四第一項第一号の表中「主要構造部を耐火構造とした建築物又は」を削り、「（一時間準耐火基準に適合するものに限る。）」を「（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）」であつて一時間準耐火基準に適合するもの」に、「（一時間準耐火基準に適合するものを除く。）」を「であつて一時間準耐火基準に適合しないもの」に改め、同条第四項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第二百二十八条の五第一項中「耐火構造とした建築物又は法第二条第九号の三イに該当する建築物」を「準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。第四項において同じ。）」に改め、同条第四項中「耐火構造とした建築物又は法第二条第九号の三イに該当する建築物」を「準耐火構造とした建築物」に改める。

第二百二十八条の六第一項中「あるか又は」を「ある建築物（特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。次条第一項において同じ。）又は主要構造部が」に、「前条」を「第二百二十八条の五」に改め、同

条を第二百二十八条の七とし、第五章の二中第二百二十八条の五の次に次の一条を加える。

(別の建築物とみなすことができる部分)

第二百二十八条の六 第一百七十七条第二項各号に掲げる建築物の部分は、この章の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第二百二十九条第一項中「あるか又は」を「ある建築物又は主要構造部が」に改める。

第二百二十九条の二第一項中「あるか又は」を「あるもの（特定主要構造部が耐火構造であるものを含む。）又は主要構造部が」に改める。

第二百二十九条の十三の二第三号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第二百三十五条の二十第一項第二号中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第三百三十六条の二中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、「それぞれ」を削り、同条第一号イ中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第百八条の三第一項第一号イ」を「第百八条の四第一項第一号イ」に改め、同号口中「の主要構造部」を「の特定主要構造部」に改め、「（以下この口及び次号

口において「主要構造部等」という。）を削り、「当該主要構造部等」を「当該特定主要構造部及び外壁開口部設備」に改め、同条第二号口中「主要構造部等」を「主要構造部及び外壁開口部設備」に改める。

第三百三十六条の二の十一中「それぞれ」を削り、同条第一号イ(1)中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、同条第二号の表(一)の項中「第三百三十七条の十第四号」を「第三百三十七条の十第一号ロ(4)」に改める。

第三百三十七条中「法第二十六条、法第二十七条」を「法第二十一条、法第二十二条第一項、法第二十三条、法第二十五条から法第二十七条まで」に改め、「第三十四条第二項」の下に「、法第三十五条、法第三十六条、法第四十三条第一項、法第四十四条第一項」を、「第六十一条」の下に「、法第六十二条」を加える。

第三百三十七条の二の次に次の四条を加える。

(大規模の建築物の主要構造部等関係)

第三百三十七条の二の二 法第三条第二項の規定により法第二十一条第一項の規定の適用を受けない建築物

についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。

一 次のイ及びロに該当するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

ロ 増築又は改築に係る部分の特定主要構造部（法第二十一条第一項に規定する性能と同等の性能を有すべきものとして国土交通大臣が定める部分に限る。）が、第百九条の五各号のいずれかに掲げる基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 増築又は改築に係る部分の対象床面積（当該部分の床面積から階段室、機械室その他の火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める用途に供する部分の床面積を減じた面積をいう。以下この章において同じ。）の合計が基準時における延べ面積の二十分の一（五十平方メートルを超える場合にあつては、五十平方メートル。以下この章において同じ。）を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における倒壊及び延焼の危険性を増大させないもの

であること。

2 法第三条第二項の規定により法第二十一条第二項の規定の適用を受けない建築物についての法第八十

六条の七第一項の政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。

一 次のイ及びロに該当するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

ロ 増築又は改築に係る部分（法第二十一条第二項に規定する性能と同等の性能を有すべきものとして国土交通大臣が定める部分に限る。）が、第百九条の七第一項各号のいずれかに掲げる基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が五十平方メートルを超えないものであること。

（屋根関係）

第三百三十七条の二の三 法第三条第二項の規定により法第二十二條第一項の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六條の七第一項の政令で定める範囲は、増築及び改築については、増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の二十分の一を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分の屋根における延焼の危険性を増大させないものである増築又は改築に係る部分とする。

(外壁関係)

第三百三十七条の二の四 法第三条第二項の規定により法第二十三條の規定の適用を受けない木造建築物等についての法第八十六條の七第一項の政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分とする。

- 一 次のイ及びロに該当するものであること。
- イ 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。
- ロ 増築又は改築に係る部分の外壁（法第二十三條に規定する準防火性能を有すべきものとして国土交通大臣が定める外壁に限る。）が、第九條の九に掲げる基準に適合するもので、国土交通大臣

が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

- 二 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の二十分の一を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁における延焼の危険性を増大させないものであること。

(大規模の木造建築物等の外壁等関係)

第三百三十七条の二の五 法第三条第二項の規定により法第二十五条の規定の適用を受けない木造建築物等についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、増築及び改築については、増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の二十分の一を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁及び軒裏並びに屋根における延焼の危険性を増大させないものである増築又は改築に係る部分とする。

第三百三十七条の三中「法第八十六条の七第一項の規定により」を「の法第八十六条の七第一項の」に、「工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えないこと」を「次の各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分」に改め、同条に次の各号を加える。

一 次のイ及びロに該当するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

ロ 増築又は改築に係る部分が、法第二十六条第一項に規定する基準に相当する建築物の部分に関する基準として国土交通大臣が定めるものに従い、防火上有効な構造の防火壁又は防火床によつて有効に区画されるものであること。

二 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が五十平方メートルを超えないものであること。

第三百三十七条の四中「法第八十六条の七第一項の規定により」を「の法第八十六条の七第一項の」に改め、「（劇場の客席、病院の病室、学校の教室その他の当該特殊建築物の主たる用途に供する部分以外の部分に係るものに限る。）」を削り、「工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えないこと」を「次の各号のいずれか（劇場の客席、病院の病室、学校の教室その他の当該特殊建築物の主たる用途に供する部分に係る増築にあつては、第一号）に該当する増築又は改築に係る部分」に改め、同条に次の各号を加える。

一 次のイ及びロに該当するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

ロ 増築又は改築に係る部分が、法第二十七条第一項から第三項までに規定する基準に相当する建築物の部分に関する基準として国土交通大臣が定めるものに適合するもので、国土交通大臣の定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が五十平方メートルを超えないものであること。

第三百三十七条の四の二を削る。

第三百三十七条の四の三中「(前条に規定する)」を「(同条第一号及び第二号に掲げる)」に改め、「。第三百三十七条の十二第三項において同じ」を削り、「法第八十六条の七第一項の規定により」を「の法第八十六条の七第一項の」に、「次に定めるところによる」を「次の各号のいずれにも該当する増築又は改築に係る部分とする」に改め、同条第一号中「超えない」の下に「ものである」を加え、同条第二号中「前条に規定する」を「法第二十八条の二第一号及び第二号に掲げる」に改め、「適合する」の下に「もので

ある」を加え、同条第三号中「適合する」の下に「ものである」を加え、同条を第三百三十七条の四の二とする。

第三百三十七条の六の次に次の三条を加える。

(階段等関係)

第三百三十七条の六の二 法第八十六条の七第一項の政令で定める階段、出入口その他の避難施設及び排煙設備に関する技術的基準は、第五章第二節（第一百十九条を除く。）及び第三節に規定する技術的基準とする。

2 法第三条第二項の規定により法第三十五条（前項に規定する技術的基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれか（居室の部分に係る増築にあつては、第一号）に該当する増築又は改築に係る部分とする。

一 次のイ及びロに該当するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分及びその他の部分が、増築又は改築後において、それぞれ第一百七十条第

二項各号（法第三十五条（第五章第三節に規定する技術的基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物について増築又は改築を行う場合にあつては、第二百二十六条の二第二項各号）のいずれかに掲げる建築物の部分となるものであること。

ロ 増築又は改築に係る部分が、前項に規定する技術的基準に相当する建築物の部分に関する基準として国土交通大臣が定めるものに適合するものであること。

二 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の二十分の一を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものであること。

（敷地内の避難上及び消火上必要な通路関係）

第三百三十七条の六の三 法第八十六条の七第一項の政令で定める敷地内の避難上及び消火上必要な通路に関する技術的基準は、第五章第六節（第二百二十八条の三を除く。）に規定する技術的基準とする。

2 法第三条第二項の規定により法第三十五条（前項に規定する技術的基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、増築（居室の部分

に係るものを除く。以下この項において同じ。）及び改築については、増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の二十分の一を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築に係る部分とする。

（防火壁及び防火区画関係）

第三百三十七条の六の四 法第八十六条の七第一項の政令で定める防火壁及び防火区画の設置及び構造に関する技術的基準は、第一百十二条及び第一百十四条に規定する技術的基準（第一百十二条第十一項から第十三項までに規定する^{たて}堅穴部分の技術的基準のうち、当該^{たて}堅穴部分が第二百二十条又は第二百二十一条の規定による直通階段に該当する場合に適用されることとなるもの（次項第二号において「特定^{たて}堅穴基準」という。）を除く。）とする。

2 法第三条第二項の規定により法第三十六条（前項に規定する技術的基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する増築又は改築に係る

部分とする。

一 次号に掲げる建築物以外の建築物 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 次の(1)及び(2)に該当するものであること。

(1) 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

(2) 増築又は改築に係る部分が、前項に規定する技術的基準に相当する建築物の部分に関する基準として国土交通大臣が定めるものに適合するものであること。

ロ 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の二十分の一を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないものであること。

二 第一百十二条第十一項から第十三項までに規定する^{たて}堅穴部分の技術的基準（特定^{たて}堅穴基準を除く。）に適合しない建築物 前号ロに該当するものであること。

第三百三十七条の十の見出しを「(防火地域関係)」に改め、同条中「又は法第六十七条第一項」及び「(木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。)」を削り、「法第八十六条の七

第一項の規定により」を「の法第八十六条の七第一項の」に、「次に定めるところによる」を「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分とする」に改め、同条各号を次のように改める。

一 次号に掲げる建築物以外の建築物 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 次の(1)及び(2)に該当するものであること。

(1) 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

(2) 増築又は改築に係る部分が、第三百三十六条の二各号に定める基準（防火地域内にある建築物に係るものに限る。）に相当する建築物の部分に関する基準として国土交通大臣が定めるものに適合するもので、国土交通大臣の定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

ロ 次の(1)から(5)までに該当するものであること。

(1) 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の対象床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の

床面積の合計）は、五十平方メートルを超えず、かつ、基準時における当該建築物の延べ面積の合計を超えないこと。

(2) 増築又は改築後における建築物の階数が二以下で、かつ、延べ面積が五百平方メートルを超えないこと。

(3) 増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏は、防火構造であること。

(4) 増築又は改築に係る部分の外壁の開口部（法第八十六条の四各号のいずれかに該当する建築物の外壁の開口部を除く。(5)及び第三百三十七条の十二第九項において同じ。）で延焼のおそれのある部分に、二十分間防火設備（第九十九条に規定する防火設備であつて、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。(5)及び同項において同じ。）を設けること。

(5) 増築又は改築に係る部分以外の部分の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、二十分間防

火設備が設けられていること。

二 木造の建築物のうち、外壁及び軒裏が防火構造のもの以外のもの 前号イに該当するものであること。

第三百三十七条の十一中「（木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）」を削り、「法第八十六条の七第一項の規定により」を「の法第八十六条の七第一項の」に、「次に定めるところによる」を「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分とする」に改め、同条各号を次のように改める。

一 次号に掲げる建築物以外の建築物 次のイ又はロのいずれかに該当するものであること。

イ 次の(1)及び(2)に該当するものであること。

(1) 増築又は改築に係る部分が火熱遮断壁等で区画されるものであること。

(2) 増築又は改築に係る部分が、第三百三十六条の二各号に定める基準（準防火地域内にある建築物に係るものに限る。）に相当する建築物の部分に関する基準として国土交通大臣が定めるものに

適合するもので、国土交通大臣の定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けた

ものであること。

ロ 次の(1)及び(2)並びに前条第一号ロ(3)から(5)までに該当するものであること。

(1) 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の対象床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、五十平方メートルを超えないこと。

(2) 増築又は改築後における建築物の階数が二以下であること。

二 木造の建築物のうち、外壁及び軒裏が防火構造のもの以外のもの 前号イに該当するものであること。

第三百三十七条の十一の次に次の二条を加える。

（防火地域及び準防火地域内の建築物の屋根関係）

第三百三十七条の十一の二 法第三条第二項の規定により法第六十二条の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、増築及び改築については、次の各号のいずれにも該当する増築又は改築に係る

部分とする。

一 工事の着手が基準時以後である増築及び改築に係る部分の対象床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に二以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）は、五十平方メートルを超えず、かつ、基準時における当該建築物の延べ面積の合計を超えないものであること。

二 増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分の屋根における延焼の危険性を増大させないものであること。

（特定防災街区整備地区関係）

第三百三十七条の十一の三 法第三条第二項の規定により法第六十七条第一項の規定の適用を受けない建築物（木造の建築物にあつては、外壁及び軒裏が防火構造のものに限る。）についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、増築及び改築については、第三百三十七条の十第一号ロに該当する増築又は改築に係る部分とする。

第三百三十七条の十二第一項中「法第八十六条の七第一項の規定により」を「の法第八十六条の七第一項

の」に改め、「ついでには、」の下に「当該建築物における」を加え、「が増大しないこれらの修繕又は模様替のすべて」を「を増大させない全ての大規模の修繕又は大規模の模様替」に改め、同条第二項中「法第八十六条の七第一項の規定により」を「の法第八十六条の七第一項の」に、「これらの修繕又は模様替の全て」を「当該建築物における全ての大規模の修繕又は大規模の模様替」に改め、同条第三項中「第二十八条の二」の下に「（同条第一号及び第二号に掲げる基準に係る部分に限る。）」を加え、「法第八十六条の七第一項の規定により」を「の法第八十六条の七第一項の」に、「次に定めるところによる」を「当該建築物における次の各号のいずれにも該当する大規模の修繕及び大規模の模様替とする」に改め、同項第一号中「第三百三十七条の四の二に規定する」を「法第二十八条の二第一号及び第二号に掲げる」に改め、「適合する」の下に「ものである」を加え、同項第二号中「第三百三十七条の四の三第三号」を「第三百三十七条の四の二第三号」に改め、「適合する」の下に「ものである」を加え、同条第五項中「法第八十六条の七第一項の規定により」を「の法第八十六条の七第一項の」に、「次に定めるところによる」を「当該建築物における次の各号のいずれにも該当する大規模の修繕及び大規模の模様替とする」に改め、同項第一号中「設ける」の下に「ものである」を加え、同項第二号中「設けられている」の下に「もので

ある」を加え、同項を同条第九項とし、同条第四項中「法第八十六条の七第一項の規定により」を「の法第八十六条の七第一項の」に改め、「ついでには、」の下に「当該建築物における」を加え、「これらの修繕又は模様替の全て」を「全ての大規模の修繕又は大規模の模様替」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 法第三条第二項の規定により法第三十五条（第一百三十七条の六の二第一項又は第一百三十七条の六の三第一項に規定する技術的基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安全上支障とならないものとする。

5 法第三条第二項の規定により法第三十六条（第一百三十七条の六の四第一項に規定する技術的基準に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない建築物についての法第八十六条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替とする。

6 法第三条第二項の規定により法第四十三条第一項の規定の適用を受けない建築物についての法第八十条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における当該建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものとする。

7 法第三条第二項の規定により法第四十四条第一項の規定の適用を受けない建築物についての法第八十条の七第一項の政令で定める範囲は、大規模の修繕又は大規模の模様替については、当該建築物における当該建築物の形態の変更（他の建築物の利便その他周囲の環境の維持又は向上のため必要なものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、特定行政庁が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものとする。

第三百三十七条の十三を次のように改める。

（技術的基準から除かれる防火区画）

第三百三十七条の十三 法第八十六条の七第二項の政令で定める防火区画は、第一百十二条第十一項から第十

三項までの規定による^{たて}竪穴部分の防火区画（当該^{たて}竪穴部分が第二百二十条又は第二百二十一条の規定による直通階段に該当する場合のものを除く。）とする。

第三百三十七条の十四中「第八十六条の七第二項（」の下に「法第八十七条第四項及び」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「（第一百七十七条第二項」の下に「及び第一百十九条」を加え、「及び第四節」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 法第二十一条第一項若しくは第二項、法第二十三条、法第二十六条第一項、法第二十七条第一項から第三項まで、法第三十六条（法第八十六条の七第二項に規定する防火壁等に関する技術的基準に係る部分に限る。）又は法第六十一条第一項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分 第九十九条の八に規定する建築物の部分

第三百三十七条の十五の見出し中「居室」を「部分」に改め、同条中「基準（」を「基準のうち、」に改め、「に限る。」）を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第八十六条の七第三項の政令で定める技術的基準は、第一百十九条並びに第五章第四節及び第五節に規定する技術的基準とする。

第三百三十八条の見出しを「(工作物の指定等)」に改め、同条第三項第四号中「前項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第八十八条第一項の政令で定める基準は、法第二十八条の二第一号及び第二号に掲げる基準とする。

第四百四十四条の二の二中「第三百三十八条第三項第一号」を「第三百三十八条第四項第一号」に、「第三百三十八条の十二第四項」を「第三百三十七条の十二第八項」に改める。

第四百四十四条の二の三中「第三百三十八条第三項第五号」を「第三百三十八条第四項第五号」に改める。

第四百四十四条の二の四中「第三百三十八条第三項第六号」を「第三百三十八条第四項第六号」に改める。

第四百四十五条第一項第一号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第二項中「規定により」を削り、「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「あり、又は」を「あるか又は主要構造部が」に改め、同条第三項第二号中「瓦^{かわら}」を「瓦」に改める。

第四百四十九条第一項第三号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

(公営住宅法施行令の一部改正)

第三条 公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号イ中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第二条第五号」を「第二条第九号の二イ」に、「以下この条」を「ロ」に、「同法第二条第七号」を「同条第七号」に改め、同号ロ中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第二号イ中「主要構造部」の下に「（建築基準法第二条第五号に規定するものをいう。ロにおいて同じ。）」を加え、「建築基準法第二条第七号の二」を「同条第七号の二」に改め、「。以下この号において同じ」を削る。

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

- 一 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）第二条第一項第二十六号
- 二 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第二十二号
- 三 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）第七条第一項第二十号
- 四 社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）第六条第一項の表建築分科会の項第二号

五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項第二十五号

六 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十六条第一項第二十四号

七 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十五条第一項第四十五号

八 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二条第一項第二十五号

九 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第三十三号

十 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）第三十四条第一項第二十六号

（都市計画法施行令の一部改正）

第五条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四第三号ロ中「その主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）が」を削り、同号ロ(1)中「建築基準法第二条第七号」を「その特定主要構造部（建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部をいう。(2)において同じ。)が、同条第七号」に改め、同号ロ(2)

中「建築基準法施行令第八十条の三第一項第一号」を「その特定主要構造部が、建築基準法施行令第八十条の四第一項第一号」に改め、同号ロ(3)中「建築基準法第二条第九号」を「その主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）が、同条第九号」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第六条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百一十一条の二第九号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「による建築物のエネルギー消費性能の向上」を「による建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、建築基準法施行令について主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を定める等関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。